

庁 議 次 第

日 時 令和2年8月18日(火)
午前9時30分
場 所 別館2階 全員協議会室

1 市長あいさつ

2 議題

(1) 内部評価結果報告書について

(2) 令和2年第3回朝霞市議会定例会提出議案について

令和2年度

朝霞市行政評価（内部評価）
結果報告書

朝霞市

目 次

I	行政評価の概要	1
1	行政評価制度の導入	1
2	行政評価制度とは	1
	(1) 行政評価の定義	1
	(2) 行政評価の目的	2
3	行政評価制度の概要	2
	(1) 行政評価制度の全体像	2
	(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用	4
II	行政評価結果	5
1	施策評価結果の集計	5
	(1) 評価の概要	5
	(2) 施策の分析	5
	(3) 今後の展開方針	7
2	行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ～	7
	(1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活	8
	(2) 第2章 健康・福祉	10
	(3) 第3章 教育・文化	13
	(4) 第4章 環境・コミュニティ	16
	(5) 第5章 都市基盤・産業振興	18
	(6) 第6章 基本構想を推進するために	23
III	行政評価結果の活用と制度の改善	26
1	行政評価結果の活用	26
2	行政評価制度の改善	26
参考資料		
1	朝霞市行政評価実施要綱	27
2	施策一覧	28
3	施策評価シート	30

I 行政評価の概要

1 行政評価制度の導入

朝霞市では、平成17年度から開始した第3次行政改革において、簡素で効率的な行政システムの構築を目指し、「事務事業の実績、必要性、効率性を踏まえて総合的に評価する行政評価制度の導入を進め、評価結果を公表する」として行政評価制度を取組項目の1つに位置づけ、平成19年度から段階的に導入を進めてきました。

以降、事務事業評価、施策評価、外部評価の試行を経て、平成23年度以降本格的に実施しています。

導入スケジュール

平成19年度	○事務事業評価の一部試行
平成20年度	○事務事業評価の全面試行 ○施策評価の一部試行
平成21年度	○事務事業評価の実施 ○施策評価の全面試行
平成22年度	○事務事業評価、施策評価の実施 ○外部評価の実施（試行的に実施）
平成23年度～	○事務事業評価、施策評価の実施 ○外部評価の実施

2 行政評価制度とは

地方自治体は、市民ニーズの多様化と地方分権の進展の中で、健全な財政の維持と行政サービスの質や市民満足度の向上との両立が求められています。

そのためには、地域の特性を生かした政策主導型の行政運営により政策の推進を図るとともに、行政活動を客観的に評価し、限られた財源を複数の政策的課題へ選択的に振り向けることを可能にする総合的なマネジメントシステムとして、行政評価制度を構築する必要があります。

朝霞市においては、「行政評価の定義」と「行政評価制度の目的」を次のとおりとします。

(1) 行政評価の定義

行政評価とは、「行政活動によって生み出された成果を測定し、その結果を次の活動へと結びつける一連のプロセス」のこと。

(2) 行政評価の目的

①成果を重視した政策主導型の行政運営への転換

朝霞市総合計画に基づく行政活動の結果を、行政評価制度を通じて適確に検証しながら、成果を重視した政策主導型の行政運営への転換を図ります。

②質の高い行財政運営の実現

行政評価制度の運用を通じて、業務手順を常に見直すP D C Aサイクルの定着化を図り、行政サービス水準の向上と効率化、行政コストの削減を進め、市民が求める質の高い行財政運営を実現します。

③行政資源の投入効果とその結果について説明責任を果たす

施策・事務事業の実施内容と目標に対する達成度を明確にし、どのような成果や市民への効果をもたらしたのかを明らかにするために、行政評価の結果を市民に公表し、行政活動の透明性の向上と説明責任を果たし、市民の市政への理解と参画意識を促進します。

3 行政評価制度の概要

(1) 行政評価制度の全体像

行政評価制度は、事務事業評価、施策評価、外部評価の3つのしくみで構成します。

①事務事業評価

- ・総合計画の実施計画に位置付けた事務事業を所管する担当課による評価(自己評価)を実施します。
- ・個々の事務事業について、投入コストや成果(業績)を把握し、事務事業レベルの進行管理を行います。
- ・事務事業の性質、現状、課題などを分析し、成果を高めてコストを削減するための業務改善のあり方について検討します。

②施策評価

- ・総合計画の基本計画で定める施策について、主として所管する課(部長、主管課長等)により事務事業評価の結果を踏まえた施策評価を実施します。
- ・事務事業を束ねた施策のレベルで、投入コストや成果(業績)を明確にし、総合計画の進捗状況を把握します。
- ・施策目標を達成するために最適な手段となる事務事業を選択し、事業費や労働量等の経営資源の配分のあり方を検討します。

③外部評価

- ・行政内部による評価だけでなく、市民や有識者からなる外部の視点から施策評価の結果を検証し、提案や意見を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

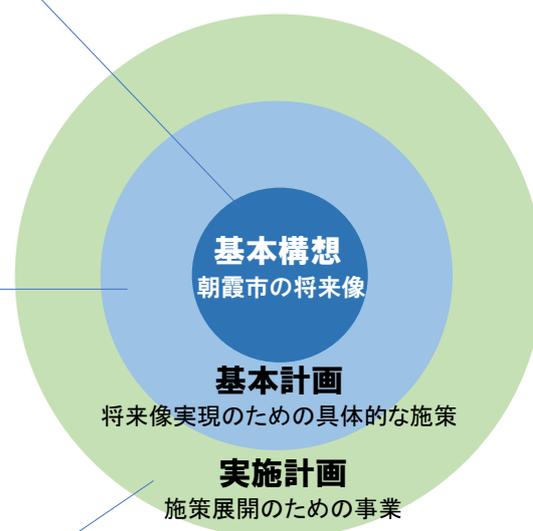
【第5次総合計画の構成】

第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成 28（2016）年度から令和 7 年（2025）年度までの 10 年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ 5 年間で計画期間とします。
前期：平成 28（2016）年度から
令和 2（2020）年度まで
後期：令和 3（2021）年度から
令和 7（2025）年度まで

実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3 年間で計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】

基本構想：平成 28（2016）年度～令和 7（2025）年度

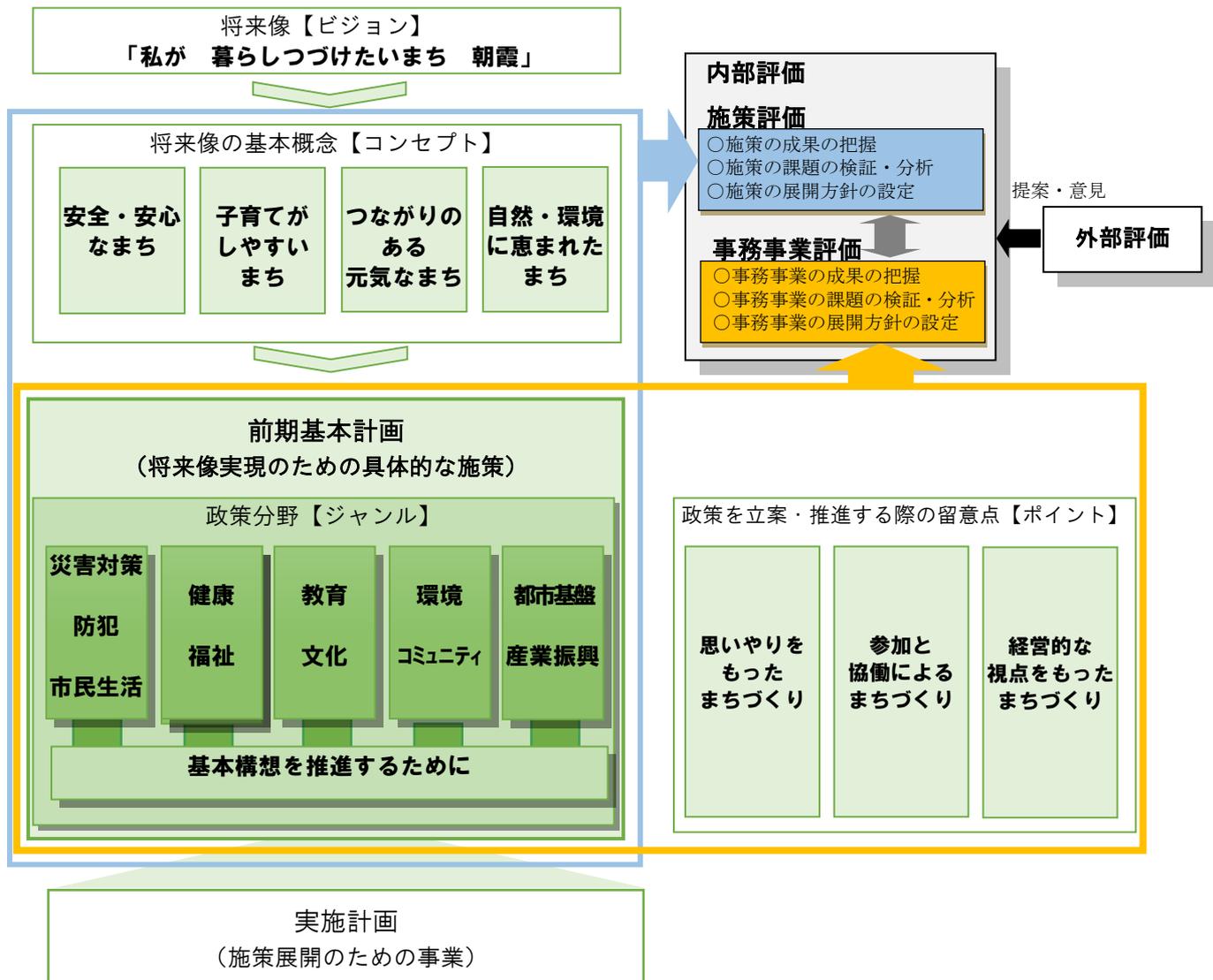
**前期基本計画：平成 28（2016）年度
～令和 2（2020）年度**

**後期基本計画：令和 3（2021）年度
～令和 7（2025）年度**

実施計画：3 年間

毎年度見直しを実施

【基本構想・前期基本計画・実施計画と行政評価の関係】



(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用

行政評価制度が全庁的に有効に機能するには、市の総合計画と連動させ総合的なマネジメントシステムとして実効性を発揮する制度として運用することが重要です。そのためには、担当課及び担当職員が評価結果を踏まえ、具体的に業務内容を検証し、より効果的な計画の推進と予算の執行が図れるようにしていくことが前提となります。

①総合計画進行管理との連動

総合計画の進行管理は基本計画を基本に具体的な事業等の実施内容や達成度を把握する形で実施しており、行政評価における施策評価の結果と重ね合わせて捉えることができるようになります。これらを踏まえ、業務の効率化を図るよう検討します。

②予算編成への活用の検討

事務事業の効果的な選別のため、行政評価の結果を予算編成に必要な情報として提供するとともに予算査定に反映させるなどの活用方法も検討します。

Ⅱ 行政評価結果

1 施策評価結果の集計

(1) 評価の概要

令和2年度の評価（対象：令和元年度実施施策）では、第5次総合計画の中柱の82施策を対象に評価を行いました。なお、1つの施策を複数課で担当する場合には、主管課を設定し、主管課が中心となり関連課と調整を図りながら評価を行いました。

(2) 施策の分析

①達成度

68施策（82.9%）が「B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている」または「C 目標・計画どおりに成果があがっている」の評価でした。「D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった」は14施策（17.1%）、「E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった」はありませんでした。

■達成度	施策数	割合
A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている	0	0%
B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている	10	12.2%
C 目標・計画どおりに成果があがっている	58	70.7%
D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった	14	17.1%
E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった	0	0%
計	82	100%

②必要性

56施策（68.3%）の施策が「A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある」または「B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある」の評価でした。「C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない」は26施策（31.7%）、「D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある」及び「E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある」はありませんでした。

■必要性	施策数	割合
A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある	5	6.1%
B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある	51	62.2%
C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない	26	31.7%
D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある	0	0%
E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある	0	0%
計	82	100%

③達成度と必要性のクロス分析

達成度と必要性のクロス分析を行った結果、現状での達成度が低く、さらに今後、ニーズ及び解決すべき課題が増加する方向にある施策が10施策ありました。これらの施策については、重点的に取り組む候補として検討する必要があると考えられます。

■必要性 ■達成度	A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある	B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある	C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない	D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある	E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある	計
A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている	0	0	0	0	0	0
B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている	0	8	2	0	0	10
C 目標・計画どおりに成果があがっている	5	33	20	0	0	58
D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった	0	10	4	0	0	14
E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった	0	0	0	0	0	0
計	5	51	26	0	0	82

*参考：必要性がAまたはBで、達成度がDまたはEの施策

下記に掲載した10施策については、重点的に取り組むことを検討する必要があると考えられます。

総合計画コード	施策名	課名
233	自立した社会生活・就労支援	障害福祉課
324	学習しやすい環境整備の充実(博物館)	文化財課
431	コミュニティ活動の推進	地域づくり支援課
562	起業・創業の支援	産業振興課
631	外国人市民が暮らしやすいまちづくり	地域づくり支援課
632	多文化共生への理解の推進	地域づくり支援課
641	参画と協働の仕組みの検討	政策企画課
642	市民参画と協働の推進	政策企画課
654	公共施設の効果的・効率的な管理運営	政策企画課
655	適正かつ効率的な行政事務の遂行	政策企画課

(3) 今後の展開方針

① 施策の方向性

48施策（58.5%）が「重点化」、13施策（15.9%）が「内容を見直し」と評価されました。それぞれの項目にチェックがつけられた施策については、積極的に取り組む必要があります。

■重点化	施策数	割合
重点化	48	58.5%

■内容の見直し	施策数	割合
内容の見直し	13	15.9%

② 行政と市民の役割分担

65施策（80.5%）が「Ⅱ 行政・市民の関与（役割）バランスを維持」との評価でした。「Ⅲ 市民の関与（役割）を拡大」は12施策（14.6%）、「Ⅰ 行政の関与（役割）を拡大」は5施策（4.9%）でした。

■役割分担判定	施策数	割合
Ⅰ 行政の関与（役割）を拡大	5	4.9%
Ⅱ 行政・市民の関与（役割）バランスを維持	65	80.5%
Ⅲ 市民の関与（役割）を拡大	12	14.6%
計	82	100%

2 行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ

行政評価の結果を、総合計画の6つの政策分野（ジャンル）ごとに集計し、成果や課題などについて概要をまとめました。

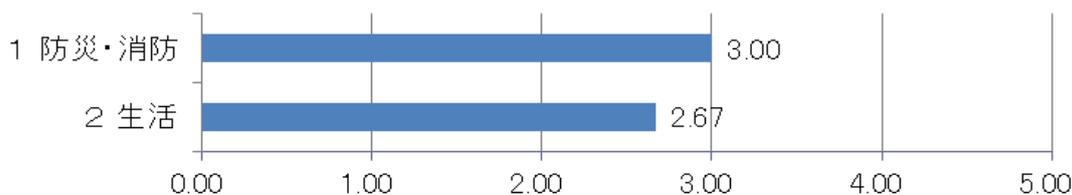
前期基本計画の中柱ごとに、担当課の自己評価（達成度）について、

- A「目標・計画を大幅に上回る成果があがっている」：5点
- B「目標・計画を十分に上回る成果があがっている」：4点
- C「目標・計画どおりに成果があがっている」：3点
- D「目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった」：2点
- E「目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった」：1点

として集計し、さらに中柱の評点の平均値を大柱の評点として、グラフに表しました。

例：「4 市民参画・協働：2.67点」＝（「参画と協働の仕組みの検討：3点」＋「市民参画と協働の推進：2点」＋「情報提供の充実と市民ニーズの把握：3点」）／3

(1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活

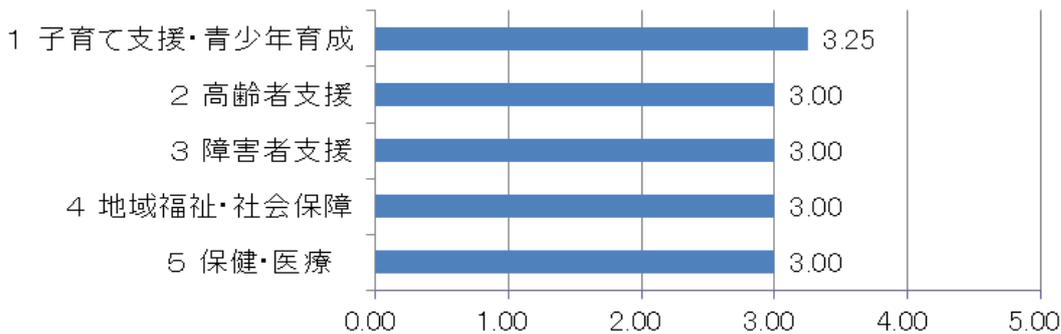


①**防災・消防**については、東日本大震災や熊本地震など大規模な震災の発生や、今後、首都直下地震が懸念されており、また、水害についても、近年、短時間の集中豪雨による水害が市内で多発し、特に、昨年の台風19号では、市内でも床上浸水28棟、床下浸水88棟の住宅被害に加え、合計で956名の方が避難されました。これらの震災リスクや水害の状況を踏まえ、「防災対策の推進」については、備蓄食糧の更新、防災行政無線デジタル化整備工事にて子局を改修しました。また、昨年6月に災害対策本部指揮訓練を実施し、『警戒レベル』を用いた発令の周知など、災害対応能力の向上に努めました。「地域防災力の強化」については、自衛隊、消防署及び消防団等の関係機関と連携して防災フェアを実施し、多くの方に来場いただき、防災知識への関心を高めることができたほか、第四小学校の防災フェスティバル、第二・五小校区における地区防災訓練を、学校や自主防災組織、市の合同で実施することで、関係機関との連携強化や地域防災力の向上につなげることができました。このほか、防災士の資格を有する地域防災アドバイザーを中心に、「避難所開設キット」の運用に向けた取組を行うとともに、自主防災組織未結成の自治会に対し結成促進の働きかけを行いました。「消防体制の充実」については、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部と連携し、災害時における連絡体制をとるとともに、テロを想定した訓練を行いました。また、地震・水害等の大規模災害にも対応できるよう、消防団員の確保及び技術向上に努めてまいります。

②**生活**については、防犯のまちづくりの推進として、警察等の関係機関と連携し、防災行政無線やメール配信サービス等を活用した犯罪情報の提供を随時実施したほか、防犯研修会を実施し、防犯意識の高揚を図りました。また、自治会・町内会等が行う防犯資機材の整備や防犯灯のLED化に係る経費に対する補助等、防犯に関する自主的な活動を推進するための支援を行ったほか、朝霞わがまち防犯隊及び青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールを実施しました。今後においても、地域の自主防犯活動団体を育成支援するほか、警察やわがまち防犯隊等の関係機関との連携を図り、犯罪を起こさせにくい安全で安心なまちづくりを推進していきます。消費生活については、昨今、社会環境が目まぐるしく変化する中、消費者トラブルも複雑化・多様化し、相談件数も年々増加しております。その中で、消費生活相談は、消費者の安全確保や消費者トラブルの救済等、極めて重要な役割を果たしております。今後も消費生活相談員のレベルアップを図り、消費生活相談の充実に向けてまいります。また、市広報紙やホームページに消費者トラブル事例の掲載や注意喚起を行うほか、パネル展や消費者教室の開催など、高齢者のみならず若年層に対しても積極的に啓発活動を行い、消費者に必要な情報を発信してまいります。安心できる葬祭の場の提供については、社

会情勢の変化により、家族葬のような葬儀の小規模化や葬儀を行わず直接火葬をする場合が増加するなど、葬送の形態が多様化している状況を踏まえ、小規模な葬儀への対応や高齢者の利便性の向上について、利用者のニーズを見極め、計画的に取り組んでいく必要があると考えています。

(2) 第2章 健康・福祉



①子育て支援・青少年育成については、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各施策を推進しています。幼児期等の教育と保育の充実では、公設保育園の管理運営のほか、民間保育園や家庭保育室に対する運営費の補助を行いました。また、保育園では令和2年度の開園に向けて保育園2園、小規模保育施設2施設の整備を行いました。放課後児童クラブでは、指定管理者による管理運営を行うとともに、入所希望者の増加に対応するため、令和2年度の開設に向けて、民間の放課後児童クラブ2施設の整備を行いました。子どもたちが健やかに育つ環境づくりでは、朝霞市子ども・子育て支援事業計画が令和元年度で計画期間が終了することから、第2期計画策定のため、平成30年度に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、子ども・子育て会議で検討し、策定を行いました。また、児童虐待への体制強化を図るため、朝霞地区4市で県に児童相談所設置要望書を提出したほか、児童虐待を防止し子どもの人権が尊重されるよう、市民を対象としたセミナーの開催や駅頭キャンペーンなどを通じて啓発を行うとともに、ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の給付やひとり親家庭等医療費の助成などを行いました。そして、地域における子どもの居場所づくりとして、市内6館目の児童館であるほんちょう児童館の建設を進め、令和元年10月に開館しました。子育て家庭を支えるための環境づくりでは、子育て家庭への支援として、家庭児童相談室などでの相談や支援により、保護者の育児負担の軽減や不安の解消を図るとともに、子育て支援センター等の充実に努めたほか、子育て家庭への経済的支援として、児童手当の給付やこども医療費の助成などを行いました。また、子育て中の保護者が必要な保健・福祉情報等を掲載した子育て情報誌を改訂し配布しました。青少年の健全育成の充実では、地域全体で青少年の健全育成の気運を醸成するため、地域や関係団体、学校などと連携して、駅頭キャンペーンを行い市民への啓発と意識の高揚を図りました。

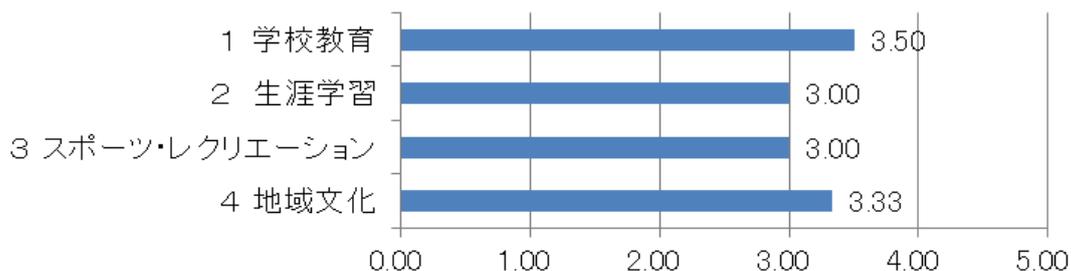
②**高齢者支援**については、今後、急速に進展することが見込まれる高齢化に向けて、「みんなで支え合い いつまでも 笑顔と生きがいを持って暮らしつづけるまち 朝霞」の基本理念のもと、いくつになっても安心して住み慣れた地域で生活できるまちを目指し、「第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づいた各種施策を推進しています。健康・生きがいづくりと介護予防の支援においては、介護予防を推進するため、筋力向上トレーニング教室・フレイル予防教室等の各種教室を開催しています。また、平成30年度に75歳以上、令和元年度に65歳～75歳の高齢者を対象とした実態調査を実施するとともに、第8期計画の策定に向けた、高齢者・事業所向けのアンケート調査を実施するなど、現状における高齢者等の実態把握に努めているところです。自立のためのサービスの確立においては、各種介護サービスを利用した際の保険給付費の支給や、生活支援員の派遣などを行いました。また、地域の実情に応じた多様な主体によるサービスが提供できるよう、相談体制の充実を図り「地域包括ケア」の体制の整備に努めてまいります。安全・安心な生活ができる環境の整備においては、ひとり暮らしの高齢者などに対し、安心見守り通報システムや、緊急通報システムを提供したほか、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳の作成に取り組みました。今後も、引き続き、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、笑顔と生きがいを持って暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。

③**障害者支援**については、「第5次朝霞市障害者プラン」等に基づき、各種施策を推進しています。共生社会の実現では、ノーマライゼーションの理念の普及及び施策の充実を図るため、市役所にて、毎月、障害福祉施設の自主製作品展示販売会を実施したほか、ふれあいスポーツ大会等を開催し、障害のある人となない人の交流の機会の創出を促進しました。また、障害者差別解消法の継続的な周知により、障害のある人の権利擁護の支援に努めております。地域における自立生活支援では、障害のある人の経済的負担を軽減するため、重度心身障害者医療費等の給付を行うほか、障害のある人の自立と社会参加を図るため、その自己決定権を尊重し、必要な障害福祉サービスの提供を行うなど、施策の充実に努めました。また、朝霞市日本手話言語条例の継続的な普及・啓発に努めるなど、コミュニケーション支援についても充実を図っています。自立した社会生活・就労支援では、障害者就労支援センター等の関係機関との連携を図ることにより、障害のある人の雇用の促進に努めているほか、指定管理者制度により通所系障害福祉サービス施設を運営し、一般企業での就労が困難な障害のある人への福祉的就労や日中活動等の場の確保に努めています。今後も、障害のある人の社会参加を促進し、障害のある人となない人の交流を深め、障害に対する啓発活動を行い、障害の有無にかかわらず共に暮らせるまちづくりを進めていきます。

④**地域福祉・社会保障**については、「第3期朝霞市地域福祉計画」等に基づいて各種施策を推進しています。地域における見守りや相談支援の充実を図るため、民生委員児童委員を確保するとともに、その活動を支援するほか、地域で活動する団体等に対して、地域保健福祉活動振興事業費補助金を交付いたしました。また、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会にボランティアや団体等の育成など、様々な福祉サービスを提供してもらうため、その運営に資する補助金を交付しました。社会保障制度の運営では、国民健康保険及び後期高齢者医療の各制度の円滑な運営を実施するとともに、特定検診や人間ドック受診者に対して受診費用の助成を実施することにより、市民の健康増進に努めました。国民年金事業では、年金に関する情報提供や相談体制を充実させ、社会保険労務士による年金相談を実施し、年金制度の理解の促進に努めました。また、高齢者の困りごと相談をはじめ、多岐に渡る福祉に関わる相談に対応するとともに、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業や住居確保給付金事業、子どもの学習支援事業を行い、生活困窮者の自立支援に取り組みました。生活保護制度は、生活保護法に基づき、相談者の状況を把握し、必要な助言を行うとともに、必要な方には適切な援護を行い、生活の安定化や自立助長を図れるよう取り組みました。なお、指標とした民生委員児童委員の支援・相談件数につきましては令和2年度の目標を5,400件としておりますが、平成25年度の一斉改選以降は、2,500件程度で推移している状況です。また、特定健康診査受診率につきましては、平成30年度42.4%（法定報告値）、令和元年度44.6%（速報値）と増加傾向で推移しており、最終目標値である60.0%を目指しております。

⑤**保健・医療**については、健康長寿の市民が増えるよう、あさか健康プラン21（第2次）を策定し、くらしの中から健康づくりをテーマに、様々な健康事業に取り組んでいます。そのような中で、健康であることの重要性に対する意識向上を図るため、「健康あさか普及員」を創設し、健康への意識向上の市民の輪が広がることを期待して、事業展開しています。普及員の登録数は、令和元年度末で400人となり、健康への意識が高い市民が増えるよう取り組んでいるところです。また、平成29年度から開始した健康マイレージ事業は、約1,600人が参加しており、今後もどの年代の方でも取り組める健康づくりの施策を展開していきます。次に、がん検診においても、受診率向上のための取組を継続していく必要があります。母子保健分野では、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届時に保健師等による全妊婦への面接や妊婦健診の補助、産後ケア事業、新生児訪問指導、乳幼児健診などを実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をおこなっています。また、医療体制においては、在宅当番医制、病院群輪番制及び小児救急医療支援事業は100%の実施が継続されています。このほか、小児、周産期及び救命救急医療については、大学に寄附講座を設置し、埼玉病院に専門医を派遣して医療体制の充実を図っています。

(3) 第3章 教育・文化



①**学校教育**については、中学校のさわやか相談室にさわやか相談員やサポート相談員、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等に関する教育相談の機会を充実させました。小学校の児童や保護者については、中学校区のさわやか相談室を周知したり、小学校に相談員が訪問したりすることで、さらなる相談活動を充実させることができました。共働きなどを理由に教育相談を利用することが難しい家庭のほか、社会福祉や医療等の他機関との連携が求められるケースが増えています。朝霞市では、子ども相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、積極的に活用することで、対応を図っているところです。今後も、朝霞の次代を担う人材の育成を進めるにあたって、相談機会のさらなる充実が求められています。また、確かな学力と自立する力の育成に向け、補助教員やスクールサポーター等の人的配置を継続するとともに、効果的な活用を推進してまいります。また、各校で研究開発学校助成を活用した教職員の資質向上のための学校研修等に取り組みました。学力の面では、県の平均値と比較しましても、概ね良好と捉えております。令和元年度の全国学力・学習状況調査については、小・中学校において国語、算数、数学とも朝霞市の平均正答数が、全国平均値を上回っています。質の高い教育を支える教育環境の整備充実では、令和元年度は、朝霞第四小学校、第五小学校、第八小学校の屋内運動場空調設備設置工事を行うとともに、朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事に着手いたしました。このほか、学校・家庭・地域が連携した教育の推進に向け、令和元年度に朝霞第四小学校、第一中学校に学校運営協議会を設置したほか、子ども・保護者・地域の皆様が一緒に楽しく触れ合える場として根付いてきているふれあい推進事業についても、地域の行事として引き続き全中学校区で実施し、それぞれ創意工夫しながら取組を進めてまいります。

②**生涯学習**については、本市の生涯学習を総合的、計画的に推進していくため、「第3次朝霞市生涯学習計画」に基づき、各種事業を実施しました。生涯学習を進めるうえでの基本方針の一つとして、「市民の主体性の尊重と協働による役割分担」を掲げており、市民の主体的な学習活動を最大限に尊重し、そうした気持ちが芽生えるよう、サポートに努めています。今後についても、市民の協力を得ながら、社会や市民のニーズに応じた学習と学習環境の整備に努め、市民の学びの支援を行っていきます。次に、公民館では、公民館まつりなどの事業を通じ、公民館活動グループに活動の成果の発表の場を設けることなどによる活動の支援、公民館主催事業による学びの提供など様々な学習の要求に対応するよう工夫しました。なお、利用者数や利用率は前年度より減少しましたが、ほぼ横ばいであることから、引き続き利用者のニーズを的確に把握し、市民の求める学びに対応できるよう努めます。次に、図書館では、資料の充

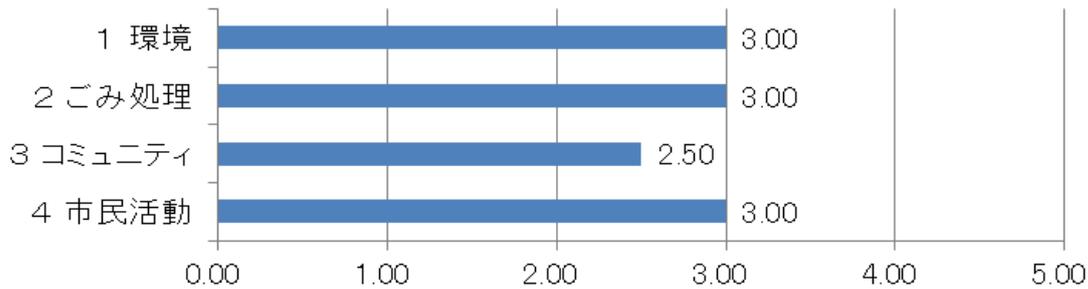
実や図書貸出等の利用者サービスの充実に努めましたが、スマートフォン等による情報検索や情報入手が容易化された社会になりつつあることや、紙媒体の出版物減少など図書館を取り巻く環境の変化が著しいこともあり、利用者数は目標値を下回る結果となりました。一方、図書館利用者の利用者満足度については93.2%と高い評価をいただきました。引き続き、利用状況やニーズの把握に努め、第2次朝霞市立図書館サービス基本計画に基づいた取組の適切な実施により、利用者サービスを提供していきます。また、子ども読書活動については、今までの活動実績が評価され、平成31年度「子供の読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受けました。今後も、第2次朝霞市子ども読書活動推進計画に基づき、子ども読書活動をさらに充実できるよう推進していきます。最後に、博物館では、児童・生徒から高齢者まで、様々な年齢層の学習活動に利用された一方で、展示内容により入館者の多寡があり、また、展示室の天井耐震化工事による閉館の影響から目標とした入館者数を上回ることができませんでした。今後も地域の調査・研究を進め、朝霞の特色を明らかにし、市民の皆さんへ学習素材の提供に努めていきます。

③**スポーツ・レクリエーション**については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成の取組として、日本ライフル射撃協会との共催による「第45回全日本ライフル射撃競技選手権大会」や「ビームライフル体験会」のほか、東京マラソン財団との連携企画による「ランニングクリニック」やオリンピックである土井杏南選手をお招きして「誰でもOK！記録を破れ」を開催し、大変、多くの方に参加いただきました。また、毎年行っている市民総合体育大会やロードレース大会は、中止となってしまいましたが、その他ウォークラリー大会や、市民スポーツ教室など、市民体育活動推進のための事業を企画・実施し、多くの参加をいただいています。更に、生涯スポーツのさらなる振興と市民の皆様へ良質なスポーツ・レクリエーション環境の場を提供することを目指し、総合体育館の大規模改修を実施しています。空調設備設置を主とした第1期工事は、令和元年6月に終了しており、現在は、令和2年7月末を工期とする、第2期工事を行っています。主な改修箇所は、エレベーターや多目的トイレの新たな設置、メイン及びサブアリーナのフローリング改修、照明器具のLED化や車いす対応の観覧席の設置などであり、全ての方に利用しやすい施設の整備充実に努めていきます。

④**地域文化**については、歴史や伝統の保護・活用では、重要文化財旧高橋家住宅において、年間を通じてボランティアの協力を得ながら各種活用事業を実施したことで来館者が増加傾向にあり、目標数値を上回ることができました。郷土芸能公演では、従来の紙媒体だけではなく、SNSなども活用した積極的な広報を行いました。公演への来場者が増加した一方で、各団体においては後継者養成が課題となっているため、今後も継続的な支援を行ってまいります。また、博物館では資料調査に基づいた展示事業や教育普及事業を実施し、文化財の保存・活用や公開を進めているところです。芸術文化の振興では、朝霞市文化協会との協働により、文化祭や芸術文化展等、各事業を開催し、前年同様の入場・参加者数を得られました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機会とし、世の中の芸術・文化事業に対する機運がますます高まる中、子どもから高齢者、また、障害のある方も芸術・文化活動に参画する機会

を持つことで、自らの生きがいや自信を創出し、自立と社会への参加を促進することができたものと考えております。今後も、皆さんが身近に触れ合うことのできる芸術文化事業の充実に努めます。地域文化によるまちづくりでは、朝霞市民まつり「彩夏祭」の来場者は約71万人となり、市内外の多くの方が、楽しみながら朝霞市ならではの文化を感じることができていると考えます。さらに市民の間に地域独自の文化が根付き、市民が地元で愛着と誇りを持つよう、市内小・中学校の鳴子踊りへの参加について、補助金の交付による支援を行うことにより、次世代を担う人材の育成に結び付けていきます。

(4) 第4章 環境・コミュニティ



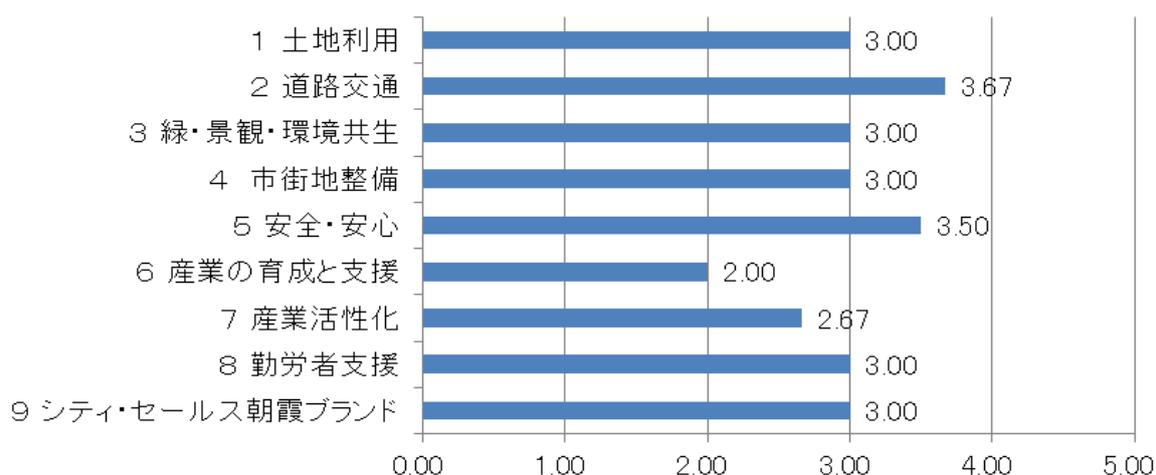
①**環境**については、住みよい環境づくりの推進では、自然環境や生活環境の状況を継続的に把握するため、大気・水質環境調査などの各種調査を実施したほか、狂犬病の発生を予防するため、畜犬登録や狂犬病予防注射の啓発活動を実施しました。循環型社会の推進では、再生可能エネルギーの普及推進のため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等の設置に対して補助金を交付したほか、リサイクルプラザにおいて、家庭で使われなくなった生活用品の再利用を促進するリサイクルショップの運営や、不要となった家具の収集販売を行うことにより、資源の有効活用やごみの発生削減など、市民が循環型社会について身近に考えることができるよう啓発を行いました。低炭素社会の推進では、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスを集計し、広報やホームページで公表するとともに、アイドリングストップ啓発用のぼり旗の設置やエコライフDAYへの参加の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。環境教育・環境学習の推進では、自治会・町内会など地域住民の協力を得ながら、きれいなまちづくり運動を実施したほか、小学生を対象とした環境美化ポスターを募集し、入選作品を市役所市民ホールや産業文化センターに展示するなど、市民への情報提供や啓発を積極的に行いました。引き続き、市民・事業者・行政が連携し、環境への負荷の少ない活動を継続することにより、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。

②**ごみ処理**については、ごみの減量・リサイクルの推進では、3R啓発事業や店頭啓発活動、事業者への立入調査などを実施し、市民、事業者に対して、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する意識啓発を推進しました。また、地域リサイクル活動推進団体に対し、補助金を交付することにより、更なるリサイクルを推進しました。ごみ処理体制の充実では、効率的な収集運搬体制、ごみ処理施設の適切な維持管理・運転管理を行うことで、市民の快適で衛生的な生活の確保に努めました。また、転入された方に対してごみ分別パンフレットを配布することにより、ごみの分別・適正排出の啓発、衛生的な生活の確保に努めました。ごみ排出量につきましては、人口が年々増加していることから、令和元年度は家庭ごみ、事業ごみともに増加しており、ごみ減量の推進が必要な状況です。和光市とのごみ処理広域化の検討につきましては、4月1日に両市による協議会を設立し検討を進めてきました。今後も、ごみの減量及び再資源化の推進を図ることにより、循環型社会の構築に努めていきます。

③コミュニティについては、その中核を自治会・町内会が担っていますが、防犯・防災や環境美化、地域福祉など地域の諸課題を解決するため、今後、自治会・町内会等の地域コミュニティ組織の果たす役割がますます重要となります。しかし、現在、自治会・町内会では、役員の担い手不足や高齢化などの問題を抱えているほか、人口の流出が多いことに加え、地域意識の希薄化や市民の価値観の多様化などにより、自治会・町内会の加入率が低下している状況です。こうした中においては、転入世帯がコミュニティに入る機会の創出が求められており、特に、若い世帯やマンション組織の加入促進に向けて取り組む必要があることから、朝霞市自治会連合会等の関係機関と連携し、引き続き加入率の向上に向けた活動を展開するとともに、自治会・町内会の負担軽減や活動しやすい環境づくりを進めていきます。また、コミュニティ活動の推進のため、地域の自治組織である自治会・町内会に対し、自治会等運営費補助金や自治会等集会所建設事業補助金の交付を行い、活動を支援していきます。さらに、コミュニティ活動の拠点となる市民センター8館、市民会館及びコミュニティセンターについては、今後も安全で利用しやすい施設を目指し、適切な維持管理を行っていきます。

④市民活動については、福祉や社会教育、子どもの健全育成、まちづくりなど、様々な分野の市民活動が広がっています。多様化する市民ニーズや地域の課題解決に取り組むNPO法人などの市民活動団体が果たす役割は大きいと考えます。このため、団体への支援や、活動を支える人材の発掘・育成、また、多くの方に市民活動に参加する機会を提供していくなど、市民活動の周知・啓発を行っていく必要があります。市民活動支援ステーション・シニア活動センターでは、市民活動への支援及び市民活動環境の充実のため、活動に必要な情報の収集や相談、組織化や運営の支援などの事業を実施しました。今後も、活動拠点施設として、利用しやすい施設の維持管理を行い、支援する側のスキル向上を図るなど、市民活動が活性化されるまちを目指し、地域の課題解決や魅力ある地域づくりへとつなげていく取り組みを行っていきます。

(5) 第5章 都市基盤・産業振興



①**土地利用**については、平成28年11月に改訂した「朝霞市都市計画マスタープラン」に即したまちづくりを推進するため、都市計画等のまちづくりに関する制度を適切に運用しました。今後は、引き続きこれらの制度を適切に運用するとともに、本市の土地利用に関連する計画等に基づく施策の実施状況を確認し、区域区分や地域特性に応じた適正な土地利用を図っていきます。旧暫定逆線引き地区では、引き続き組合施行の土地区画整理事業の支援を行うとともに、地区計画による良好な住環境の形成に努めていきます。基地跡地の利用については、平成30年度から実施してまいりましたシンボルロードの第1期整備工事が完了し、供用開始しております。

②**道路交通**については、自動車交通が増加する中、誰もが安全、快適に通行できる歩行空間の確保のため、用地交渉や用地買収を進めるとともに、歩道設置や道路拡幅の整備を進めました。都市計画道路については、観音通線が令和2年2月に全線開通し、通学児童等の歩行空間を確保しました。また、岡通線は根岸台6丁目地内において令和元年9月に事業認可を取得し、用地取得に向けて準備を進めています。また、市道についても橋梁や舗装の改修工事等を行い、道路、橋梁の安全確保や老朽化対策を進めるとともに、道路改良や歩道整備等を今後も計画的に行っていきます。交通については、道路の交通安全対策や公共交通のバリアフリー化などを計画的に行っています。公共交通については、公共交通空白地区の改善などを目的に市内循環バスを運行し、超低床ノンステップバス等の導入に助成するなど、公共交通のバリアフリー化を進めました。また、地域の公共交通ネットワークを一体的に捉え、将来にわたって持続可能な地域公共交通の実現に向け、地域公共交通協議会を立ち上げ、検討に着手しました。公共交通の補完と市民の移動の利便性向上等を目的に実証実験を実施しているシェアサイクルのポート数を大幅に増設しました。さらに、東武東上線朝霞駅のホームドア設置工事に係る設計費の一部負担を行ったほか、県内沿線市町で構成する協議会などを通じ、朝霞台駅のバリアフリー化や利便性の向上についての要望活動を行いました。交通安全対策については、交差点付近での歩行者等の安全確保に向け、小学校や保育園等と連携して行った安全点検結果から優先度が高く、対策が可能な交差点等に、車止めポール等を設置する緊急対策工事を実施するとともに、放置自転車対策な

ど、安全な道路交通環境を整備したほか、交通安全街頭啓発活動を行うとともに、園児を対象に交通ルールの指導を行い、小学校では新入児童を対象に交通安全教育を実施しました。また、ドライバーに注意を促すグリーンベルトや外側線などの路面表示を行ったほか、市内各地で道路反射鏡の設置や交通安全啓発看板の設置などを行いました。

③**緑・景観・環境共生**については、「朝霞市みどりの基本計画」に基づき、各施策を推進しています。まちの骨格となる緑づくりでは、本市に残る貴重なみどりを保全する取組として保護地区・保護樹木に対する奨励金や生産緑地の追加指定及び特定生産緑地地区の意向調査を実施するなど、緑化の推進及び緑地の保全に努めました。また、公園では、市民が安全に安心して公園施設を利用できるよう定期的に遊具等の安全点検を実施し、適切に維持管理に努めるほか、公園施設長寿命化計画に基づき施設の更新や、老朽化したトイレのバリアフリー改修工事を行いました。うるおいのある生活環境づくりでは、公園や緑地の管理をボランティア団体の活動を通じて実施するとともに、落ち葉を利用したイベントを実施するなど、みどりを守り育てる担い手となる市民等と行政が協働で施策を推進しました。まちの魅力を生み出す景観づくりでは、朝霞市ならではの魅力ある景観を形成するため、景観計画に掲げられた施策の実現に向けて、市民等が主体となった良好な景観づくりの取組を支援する制度として、景観づくり団体の認定及び景観形成補助金制度の運用を実施しています。地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に進めるため景観計画の一部を変更するとともにシンボルロード周辺エリアを景観づくり重点地区に指定しました。地域における良好な景観づくりの形成や維持を図るため景観協定を指定したほか、景観重要樹木を指定しました。基地跡地では、平成30年度から実施してまいりましたシンボルロードの第1期整備工事が完了し、供用開始しております。黒目川においては、黒目川まると再生プロジェクトにより整備された広場や桜並木等の管理を行うとともに、桜の開花時期に合わせて、提灯や灯籠などを設置しました。循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくりでは、再生可能エネルギーの普及促進のため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等の設置に対して補助金を交付するとともに、アイドリングストップ啓発用ののぼり旗を設置するなど温室効果ガス削減に関する啓発活動を実施しました。また、雨水の有効利用と流出抑制のため、雨水貯留槽の設置に対して補助金を交付しました。

④**市街地整備**については、土地区画整理事業、法令による規制・誘導、市民や事業者との連携や協働、地区計画制度等の活用など、まちづくりにかかる制度を活用して総合的に進めています。宮戸二丁目土地区画整理事業については、区画道路や公園の整備を行い、令和2年度の換地処分を予定しています。上水道では、耐震化計画を包括した「朝霞市水道事業基本計画」に基づき、基幹管路の耐震化を進めるとともに、岡浄水場の配水ポンプ等電気設備更新工事に着手しました。また、市内全域の漏水調査を実施し、184箇所を発見し修繕しました。引き続き、災害に強い水道施設を目指して、管路の耐震化や老朽施設の更新を推進していきます。下水道では、既存の施設の処理能力を超える集中豪雨に対し浸水被害の軽減を図るため、雨水対策を実施

していますが、未だ局所的な豪雨による浸水被害の懸念が残っており、平成29年度から雨水管理総合計画の策定に取り組み、令和元年度に「朝霞市雨水管理総合計画」を策定し、計画を踏まえ下水道事業認可変更を行いました。今後については、この計画に基づき、対策工事を進めていきます。また、開発行為等の際に雨水流出抑制対策を実施するように市民や事業者にも協力をお願いしていきます。旧暫定逆線引き地区については、市街化区域の編入に伴い、公共下水道の整備を進めています。今後も未整備地域の下水道整備を進めるとともに、既存の下水道施設の適切な維持管理を図り、下水道事業を将来にわたって安定的に継続できるよう取り組んでいきます。

⑤**安全・安心**については、災害や犯罪に強いまちづくりでは、公共施設の耐震化、災害対策、防犯対策等の対応だけでなく、市民、事業者が行う対策や協力も不可欠であり、その取組を啓発し、支援するための取組も必要です。安全対策の一環として、北朝霞陸橋の剥落防止工事を行いました。また、交差点へのボラードやガードレールの設置や地域防犯パトロールの実施、防犯灯のLED化促進補助金を交付しました。また、民間の建築物の耐震診断・耐震改修工事及びブロック塀の撤去に伴う補助金の交付を行うとともに、彩夏祭などで耐震補助制度の啓発活動を実施しました。全ての人にやさしいまちづくりでは、誰もが暮らしやすい環境を整備し、歩いて暮らせるまちづくりを推進するためには、公共交通機関の充実や公共空間におけるバリアフリー化などが必要です。このため、鉄道事業者に対して駅のバリアフリー化及びホームドアの設置要望等を行うことで、令和2年3月14日に朝霞駅下り1番・2番ホームのホームドアが設置されました。また、路線バス事業者に対し、バリアフリー化に向けたノンステップバス導入に対する購入費の一部補助を実施したほか、地域の公共交通ネットワークを一体的に捉え、将来にわたって持続可能な公共交通の実現を目指し、本市における公共交通空白地区の改善、効果的な市内循環バスの運行等について関係機関等と協議、調整する地域公共交通協議会を設立し、検討に着手しました。また、高齢者住宅の提供や住宅改善費の補助、住替家賃の補助や住宅資金の助成を行いました。加えて、認知機能、身体機能の低下等により、安全運転に不安がある市民に対して、運転免許自主返納啓発事業を開始し、自主返納された方の移動支援として市内循環バス回数券又は交通系ICカードを交付しました。

⑥**産業の育成と支援**については、朝霞市の産業の発展のために、市民と事業者及び事業者同士の交流が活発に行われることが必要と考え、朝霞市商工会が行う黒目川花まつりなどの産業活性化事業に対し補助を行いました。また、産業支援拠点である産業文化センターで、事業者同士の交流、市内工業製品の展示、商談、受発注の機会を提供するなど、市内工業の活性化に向けた取組として産業フェアを実施しました。今後も市民と事業者との連携、交流を促進し、地域に密着した産業の振興を支援します。新たに農業経営を営もうとする若い世代の確保に向け、さいたま農林振興センター、あさか野農業協同組合等との連携を強化していきます。起業と創業の支援については、起業家相談、起業支援セミナーを行うとともに、起業家に向けた融資を実施し、資金面においても支援を行いました。今後は、産業振興基本計画のリーディングプロジェクト「あさか×リノベーションプロジェクト」として、市内での起業や創業を促進す

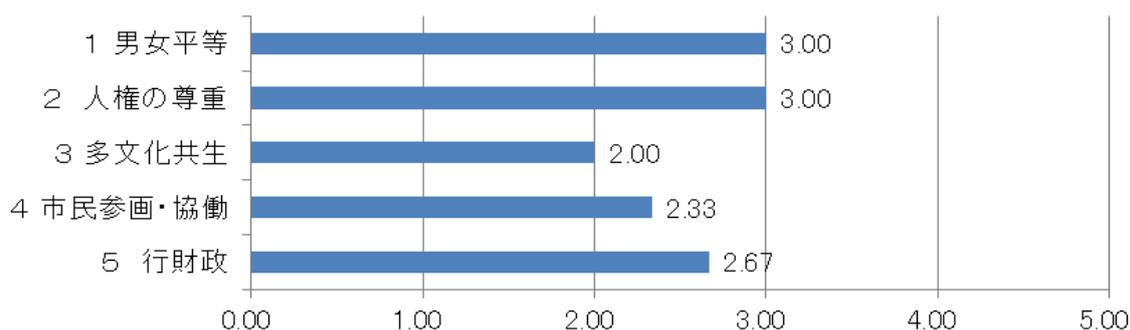
るとともに、市内の空き店舗等を活用した起業など、商店街の活性化と連携しながら、起業・創業支援を推進していきます。

⑦**産業活性化**については、厳しい経済状況下において、商業・工業・農業を含めた市内の事業者が様々な経営支援や情報収集によって、安定した事業を運営できる環境を作っていく必要があります。そのため、令和元年度にスタートした「朝霞市産業振興基本計画」を踏まえ、その中で、商工業については、商業の中心である商店街の賑わいを創出し、活性化を支援するために、商店会が実施するイベント等の事業や街路灯の維持管理に要する費用について補助を行いました。また、経営基盤の安定のために、中小企業向けの融資制度による資金面における支援を実施しました。さらに、産業振興計画のリーディングプロジェクト「あさか型企業誘致プロジェクト」として、旧朝霞第四小学校跡地への企業誘致に向けた取組を行い事業用定期借地権設定契約を締結することができました。農業については、農業経営の安定化、農業を支える担い手の支援、農業に親しむ取組の支援、地産地消の推進のため、農業者、農業団体の活動の支援、市民農園の設置・管理や農業体験などの施策を実施しました。本市は、都市近郊であるため宅地化が進み、農地が減少傾向にあります。農業従事者の高齢化等、様々な課題を抱えていますが、農業の高付加価値化への取り組み支援や市内の飲食店と連携し朝霞産の農産物を使用したメニューの開発促進による新たな販路の開拓等、地産地消の強化を通じて都市農業の振興を図っていきます。

⑧**勤労者支援**については、就労を希望する市民が望む仕事に就くことができるよう、内職相談や就職支援相談、就職支援セミナー等による支援を行いました。特に就職支援セミナーについては、ハローワーク朝霞と連携し、令和元年度を上回る回数を実施するとともに多くの方に御参加いただきました。また、勤労者が雇用等のトラブルを解決するための一助として労働・社会保険相談事業を実施しました。さらに、産業振興基本計画のリーディングプロジェクト「あさかで働こうプロジェクト」では、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っている市内事業者を増やす取組として、ワークライフグッドバランス企業認定制度の創設に向け準備を行いました。今後も、朝霞地区雇用対策協議会や埼玉県雇用開発協会などの関係機関と連携し、地域での雇用促進に努めていきます。

⑨シティ・セールス朝霞ブランドについては、7つのシティ・セールス朝霞ブランドについて、LINEやテレビ番組等による配信やイベントのチェックポイントに設定するなど、様々な方法で周知を図ったほか、商工会等と連携し、「黒目川花まつり」や「朝霞アートマルシェ」等のシティ・セールス朝霞ブランドに係る事業を支援しました。また、「シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会」を立ち上げ、シティ・セールス朝霞ブランドを含むシティ・プロモーション全体の方針の検討を行いました。その他に、プロモーション意識の醸成を図るため、市職員や関係団体職員を対象とした研修や市民を対象としたワークショップを開催しました。また、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、来訪者に市内を巡っていただくためのマップを作成したほか、朝霞市おもてなしボランティアとして625人を登録しました。加えて、朝霞市オリンピック・パラリンピック支援実行委員会を開催し、機運醸成イベントや1年前カウントダウンイベントを実施しました。東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が延期となり、令和3年度に射撃競技のほか、聖火リレーやライブサイトなども開催されることから、引き続き、市と市民、市内関係団体、ボランティアなどが一体となって取り組んでいくほか、市内外へ市の魅力を発信するさらなる機会であると捉え、より一層効果的なプロモーションを展開していきます。

(6) 第6章 基本構想を推進するために



①**男女平等**については、第2次朝霞市男女平等推進行動計画に基づき、家庭や職場・地域などの市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っていることから、男女平等に対する意識の醸成を進めるための各種施策に取り組んでおります。女と男セミナーでは、「自分らしく生きる」をテーマに男性の育休・介護、いのちの話、性の多様性、メディアが与える影響について学びました。若年層への啓発としては、中学3年生を対象にリプロダクティブ・ヘルス/ライツの基礎知識と対等な関係が崩れるとデートDVに繋がることわかるロールプレイを実践し、生徒の意識醸成を図ることができました。その他、人それぞれの多様な性を正しく理解し誰もが生きやすい暮らしを実現するためのリーフレット（一般向け）やチラシ（若年層向け）、事業所向けのチラシの作成に取り組みました。また、男女平等が実感できる生活の実現をめざすため、相談事業では、複雑多岐に渡る相談と相談件数の増加に伴い、DV専門相談日を週2日から週4日に増設し、被害者の支援体制の充実を図りました。あらゆる分野において、性別にかかわらず互いを尊重し合い、誰もが自己の能力を発揮できる男女共同参画社会の形成が促進されるよう引き続き努めていきます。

②**人権の尊重**については、人権が尊重される平和で豊かな社会の実現には、市民一人ひとりの人権に対する正しい理解が必要であることから、様々な人権問題の解決に向けて人権擁護委員による人権相談や人権擁護委員と協働した「人権の花運動」、「人権教室」等の啓発活動や広報誌での人権啓発の実施等により、市民の人権尊重意識の高揚が図れたものと考えます。また、多様な性に関する人権課題を市職員自らが理解するための連絡会の開催や、企業向け人権教材の作成に取り組むなど、多様化・複雑化する人権課題に対応してまいりました。さらに、平和の尊さ、大切さを次の世代に伝えていくため、平和パネル展や親子ピースチャレンジなどの平和事業に取り組んでいます。今後も人権問題の解決に向け、一層の相談体制の充実と国・県等の関係機関や庁内関係各課との連携を強化していきます。

③**多文化共生**については、年々増加する外国人市民に対して、外国語版市民ハンドブックの配布やホームページの多言語化などにより広く情報を提供しているほか、通訳・翻訳または文化交流を行う多文化推進サポーターにより、外国人市民が暮らしやすいまちづくりに取り組んでいます。また、日本語を話せない家庭に対しては、学校の三

者面談や健診時において、通訳を派遣し、教諭や保健師と保護者のコミュニケーションの補助を行っています。引き続き、地域で暮らす外国人市民を含めた市民が相互の文化や生活習慣について積極的に理解し、尊重し合って共生できるまちを目指して、多文化推進サポーター制度の活用や市内の多文化共生団体との連携により、他国の文化・習慣の紹介を通じてお互いの交流を深めるなど、外国人市民が地域コミュニティに参加しやすい環境整備に努めていきます。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、公共施設の案内表示等を多言語化するなど、市内に暮らす外国人住民だけではなく、外国からの観客にとっても情報を得やすいまちとなるよう、関係団体との連携を図っていきます。

④**市民参画・協働**について、市民参画では更なる推進を図るため、地域を元気にする仲間づくりとまちづくりをテーマに市民講座を開催しました。市民講座では、各回多彩な講師を招き、朝霞市の魅力や市民活動の手法、大切さを学び、参加者同士のつながりを作ることができました。最終回では、地域コミュニティが活性化し、人と人がつながり“あさか”をより魅力的にする活動について検討しました。また、市民参画と協働についての職員研修を第5次総合計画後期基本計画の策定と関連させて実施し、職員の意識啓発と課題の把握を行いました。協働の推進に当たっては、市民活動団体が抱える課題やニーズを把握し、様々な相談等に適切に応えられるよう、引き続き担当職員のスキルを向上させていくことが重要です。情報提供の充実と市民ニーズの把握では、市が保有する情報を広報紙、ホームページ、メール配信サービス等で幅広く市民に提供するとともに、引き続きより効果的な周知方法を検討していきます。公募委員候補者登録制度及び市政モニター制度においては、無作為抽出した市民に登録依頼を行い、参画の機会増加や制度の浸透に努めました。

⑤**行財政**については、第5次総合計画のPDCAサイクルによる進捗管理の効果を上げるため、行政評価制度の改善に継続的に取り組んでいます。外部評価委員会からの所見について、市がどのように検討を行ったかをまとめた「所見に関する検討結果」を市のホームページに掲載しました。第5次行政改革については、実施計画の10の取組項目についての進捗状況を行政改革懇談会に報告し、御意見をいただきました。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、審議会を開催し、戦略に掲げた施策の効果検証を行い、引き続き人口減少の克服と地域経済の活性化に関する施策を推進しました。公平・適正な負担による財政基盤の強化では、自主財源の根幹をなす市税の公平・適正な課税を行うとともに、的確な滞納の現状分析を行い、効果的な進捗管理を行うことにより収納率の向上を図りました。依存財源については引き続き情報収集し、国・県等の補助金を最大限活用できるよう努めています。公共施設の効果的・効率的な管理運営では、(仮称)あさかFMアクションプランの策定に向けて、公共施設等総合管理計画検討委員会を開催し、長寿命化を図る公共施設の評価基準等について御意見をいただきました。指定管理者制度では、ほんちょう児童館の開館に合わせて新規の指定を行いました。適正かつ効果的な行政事務の遂行では、引き続きSNSの活用やマイナンバー制度を含むICTの活用により、事務の効率化や市民の利便性の向上を図っていきます。また、広報紙やホームページで適切かつ迅速に情報公開をしており、公

正で透明な行政運営に努めています。機能的な組織づくりと人材育成では、人を育てる職場づくりに努めるとともに、研修や人事考課を行いながら、職員の能力開発を図っています。

Ⅲ 行政評価結果の活用と制度の改善

1 行政評価結果の活用

行政評価制度は、単に過去の施策の評価を行うためのものではなく、評価結果を事務事業の見直しや次年度の実施計画の策定、予算編成等の市政の運営に反映させていくことが重要です。

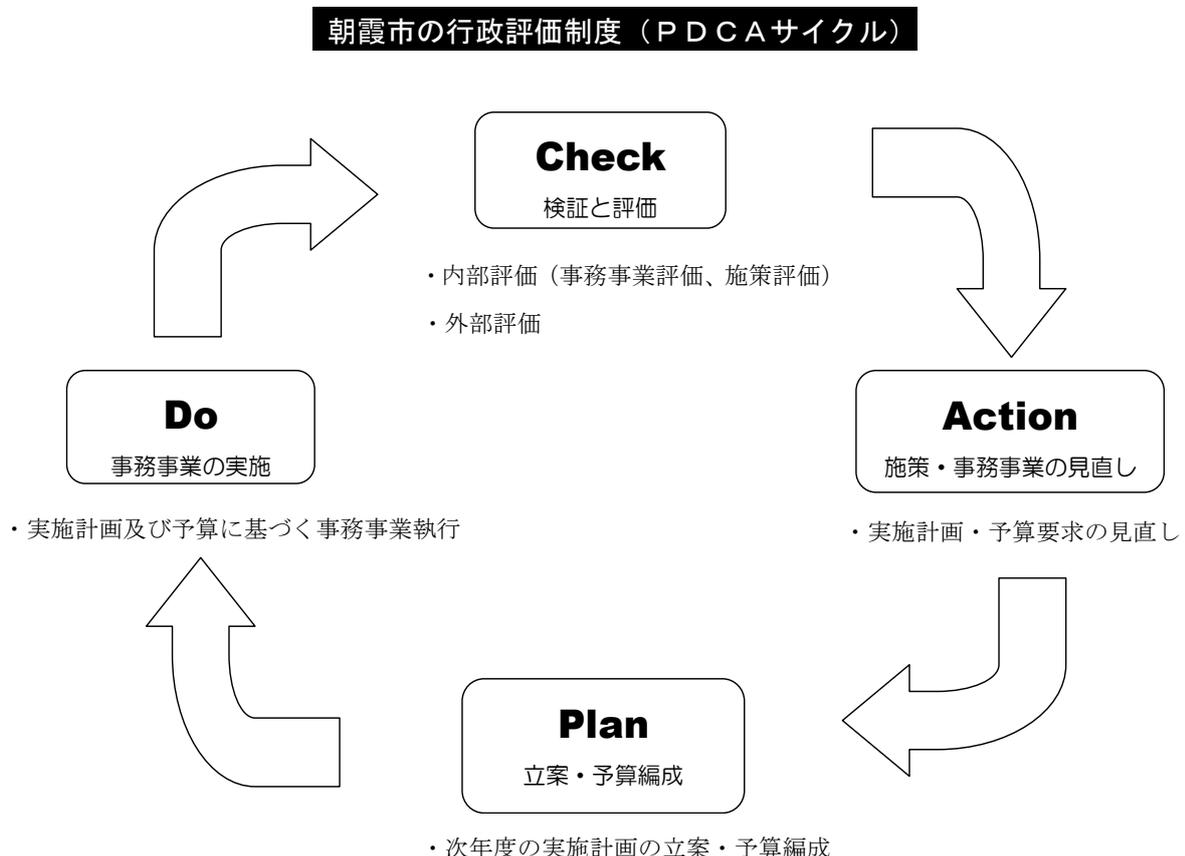
施策の所管課においては、評価シートの作成によって当該年度の振り返りを行うとともに、次年度の実施計画や事務の執行をいかに行うかといった判断に、評価結果を活用していかなければなりません。

そして、評価結果をどのように反映したかを市民に明らかにし、行政の説明責任を果たすとともに、市政に関する透明性を確保していくことが求められています。

2 行政評価制度の改善

平成19年度に導入を開始した朝霞市の行政評価制度は、平成23年度に全面的に施行しました。しかしながら、行政評価制度には多くの課題が残されています。わかりやすい指標の設定などはその一例です。

今後につきましても、行政評価の結果を公表して市民の声に向き合い、外部評価委員会にも意見を求めながら、より実効性の高い制度に改善を図っていきます。



1 朝霞市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

(評価の対象)

第2条 行政評価の対象は、市の事務事業及び施策とする。

(評価の方法)

第3条 行政評価は、事務事業評価、施策評価及び外部評価により行うものとする。

- 2 事務事業評価は、課所室等が所管する事務事業について行う。
- 3 施策評価は、施策を所管する部長及び課所室長等が行う。
- 4 外部評価は、別に定める朝霞市外部評価委員会が行う。

(結果の公表)

第4条 行政評価の結果は、速やかに公表するものとする。

(結果の活用)

第5条 行政評価の結果は、事務事業の見直し、実施計画の策定、予算編成等市政の運営に反映させるように努めるものとする。

(庶務)

第6条 行政評価の実施に関する庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 施策一覧

政策分野	大柱	中柱	達成度	必要性	施策の方向性		役割分担
					重点化	内容見直し	
第1章 災害対策・防犯・市民生活	1 防災・消防	(1)防災対策の推進	C	A	●		II
		(2)地域防災力の強化	C	B	●		II
		(3)消防体制の充実	C	B	●		II
	2 生活	(1)防犯のまちづくりの推進	C	C	●		II
		(2)消費者の自立支援の充実	C	B			III
		(3)安心できる葬祭の場の提供	D	C			II
第2章 健康・福祉	1 子育て支援・青少年育成	(1)幼児期等の教育と保育の充実	C	A	●		II
		(2)子どもたちが健やかに育つ環境づくり	B	C	●		II
		(3)子育て家庭を支えるための環境づくり	C	B	●		II
		(4)青少年の健全育成の充実	C	B	●		II
	2 高齢者支援	(1)健康・生きがいづくりと介護予防の支援	C	B	●		III
		(2)自立のためのサービスの確立	C	B	●	●	II
		(3)安全・安心な生活ができる環境の整備	C	B	●		II
	3 障害者支援	(1)共生社会の実現	C	B	●		II
		(2)地域における自立生活の支援	B	B	●		I
		(3)自立した社会生活・就労支援	D	B	●		I
	4 地域福祉・社会保障	(1)地域福祉の推進	C	A	●		III
		(2)社会保障制度の運営	C	B		●	II
	5 保健・医療	(1)健康づくりの支援	C	B	●		III
		(2)保健サービスの充実	C	B	●		II
		(3)医療体制の充実	C	B	●		II
第3章 教育・文化	1 学校教育	(1)朝霞の次代を担う人材の育成	C	B	●		II
		(2)確かな学力と自立する力の育成	B	B	●	●	III
		(3)質の高い教育を支える教育環境の整備充実	B	B	●		II
		(4)学校・家庭・地域が連携した教育の推進	C	B	●		III
	2 生涯学習	(1)生涯学習活動の推進	B	C			II
		(2)学習しやすい環境整備の充実(公民館)	C	C			II
		(3)学習しやすい環境整備の充実(図書館)	C	B		●	II
		(4)学習しやすい環境整備の充実(博物館)	D	B	●		II
	3 スポーツ・レクリエーション	(1)スポーツ・レクリエーション活動の推進	C	C			II
		(2)スポーツ施設の整備充実	C	C			II
	4 地域文化	(1)歴史や伝統の保護・活用	B	B	●		II
		(2)芸術文化の振興	C	C			II
(3)地域文化によるまちづくり		C	A	●		III	
第4章 環境・コミュニティ	1 環境	(1)住みよい環境づくりの推進	D	C	●		II
		(2)循環型社会の推進	C	C	●		II
		(3)低炭素社会の推進	B	B			II
		(4)環境教育・環境学習の推進	C	C			II
	2 ごみ処理	(1)ごみの減量・リサイクルの推進	C	A	●	●	II
		(2)ごみ処理体制の充実	C	C	●	●	II
	3 コミュニティ	(1)コミュニティ活動の推進	D	B	●		II
		(2)活動施設の充実	C	C			II
	4 市民活動	(1)市民活動への支援	C	B		●	III
		(2)市民活動環境の充実	C	B			III

政策分野	大柱	中柱	達成度	必要性	施策の方向性		役割分担
					重点化	内容見直し	
第5章 都市基盤・産業振興	1 土地利用	(1)市街地の適正な利用	C	B	●	●	II
		(2)市街地周辺の適正な利用(市街化調整区域の整序)	C	B	●		II
	2 道路交通	(1)やさしさに配慮した道づくり	B	B	●		II
		(2)まちの骨格となる道路づくり	C	C	●		II
		(3)良好な交通環境づくり	B	B			I
	3 緑・景観・環境共生	(1)まちの骨格となる緑づくり	C	C			II
		(2)うるおいのある生活環境づくり	C	C			II
		(3)まちの魅力を生み出す景観づくり	C	C			II
		(4)循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	C	B			II
	4 市街地整備	(1)特性に応じた市街地づくり	C	C		●	II
		(2)上下道の整備・充実	C	B	●		II
		(3)公共下水道の整備	C	B	●		II
	5 安全・安心	(1)災害や犯罪に強いまちづくり	B	B	●	●	II
		(2)全ての人にやさしいまちづくり	C	C			I
	6 産業の育成と支援	(1)産業育成のための連携強化	D	C	●		II
		(2)起業・創業の支援	D	B	●		I
	7 産業活性化	(1)魅力ある商工業機能の形成	C	B	●		II
		(2)中小企業の経営基盤の強化	D	C			II
(3)都市農業の振興		C	C			II	
8 勤労者支援	(1)勤労者支援の充実	C	C			II	
	(2)雇用の促進	C	C			II	
9 シティ・セールス朝霞ブランド	(1)シティ・セールス朝霞ブランドの育成	C	C		●	III	
	(2)シティ・プロモーションの展開	C	B	●		II	
第6章 基本構想推進	1 男女平等	(1)男女平等の意識づくり	C	B			II
		(2)男女平等が実感できる生活の実現	C	B			II
	2 人権の尊重	(1)人権教育・啓発活動	C	B			II
		(2)問題解決に向けた支援体制の充実	C	B			II
	3 多文化共生	(1)外国人市民が暮らしやすいまちづくり	D	B			II
		(2)多文化共生への理解の推進	D	B			II
	4 市民参画・協働	(1)参画と協働の仕組みの検討	D	B	●	●	III
		(2)市民参画と協働の推進	D	B		●	III
		(3)情報提供の充実と市民ニーズの把握	C	B	●		II
	5 行財政	(1)総合計画の推進	C	B	●		II
		(2)まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	C	B	●		II
		(3)公平・適正な負担による財政基盤の強化	C	C	●		II
(4)公共施設の効果的・効率的な管理運営		D	B			II	
(5)適正かつ効率的な行政事務の遂行		D	B	●		II	
(6)機能的な組織づくりと人材育成		C	B	●		II	

■達成度

- A: 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている、B: 目標・計画を十分に上回る成果があがっている
 C: 目標・計画どおりに成果があがっている、D: 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった
 E: 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった

■必要性

- A: ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある、
 B: ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある
 C: ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない、D: ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある
 E: ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある

■役割分担判定

- I 行政の関与(役割)を拡大、II 行政・市民の関与(役割)バランスを維持、III 市民の関与(役割)を拡大

3 施策評価シート

施策評価シート(対象: R1年度実施施策)

R2年度(2020年度)評価

施策名			総合計画コード	
部名		主管課名	主管課部課コード	
関連部課名				

1. 施策概要

めざす 目的成果						
施策概要						
個別計画 関連計画	計画名称		計画期間	H	年度 ~ H	年度
				H	年度 ~ H	年度
				H	年度 ~ H	年度

2. 実施結果

R1年度の 施策の実施内容						
R1年度の 基本概念(コンセ プト)の実施内容	安全・安心な まち					
	子育てが しやすいまち					
	つながりのある 元気なまち					
	自然・環境に 恵まれたまち					
総コスト (事業費+人件費)	単位:千円 (決算)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度(2019年度)	R2年度(2020年度)
				0	0	—

指標名 (説明)	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (2019年度)	前期基本計画目標 R2年度(2020年度)
		目標・計画	目標・計画	目標・計画	目標・計画	目標・計画
		実績	実績	実績	実績(見込)	実績
① (説明)						—
② (説明)						—

3. 施策の分析

達成度 (目標の達成状況はどうか)	<input type="radio"/> A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている(5点) <input type="radio"/> D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった(2点) <input type="radio"/> B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている(4点) <input type="radio"/> E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった(1点) <input type="radio"/> C 目標・計画どおりに成果があがっている(3点) (説明)
必要性 (ニーズは今後どう変化するか)	<input type="radio"/> A ニーズ及び解決すべき課題は大きく増加する方向にある <input type="radio"/> D ニーズ及び解決すべき課題は減少する方向にある <input type="radio"/> B ニーズ及び解決すべき課題は増加する方向にある <input type="radio"/> E ニーズ及び解決すべき課題は大きく減少する方向にある <input type="radio"/> C ニーズ及び解決すべき課題は現状と変わらない (説明)
施策を進める上での問題点・課題	(説明)

4. 今後の展開方針〔部としての判断〕

施策の方向性	[複数選択可] <input type="checkbox"/> 重点化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し (説明)					
行政と市民の役割分担	<input type="radio"/> I 行政の関与(役割)を拡大 <input type="radio"/> II 行政・市民の関与(役割)バランスを維持 <input type="radio"/> III 市民の関与(役割)を拡大 (説明)					
施策を構成する事務事業の次年度の方向性	事務事業名	総コスト(事業費+人件費)		有効性 貢献度	優先性 緊急性	R2に向けた 投入資源の方向性
		H30決算	R1決算見込			
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	計 (単位:千円)	0	0	—	—	—
	<input type="checkbox"/> 6事業以上の事務事業の位置付けがあるため、別紙に記載					
審議会等の第三者機関の評価(意見)						
部長の意見						

令和2年第3回朝霞市議会定例会提出議案一覧表

- | | |
|--------|---|
| 議案第46号 | 令和元年度（2019年度）朝霞市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第47号 | 令和元年度（2019年度）朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第48号 | 令和元年度（2019年度）朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第49号 | 令和元年度（2019年度）朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第50号 | 令和元年度（2019年度）朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第51号 | 令和元年度（2019年度）朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 議案第52号 | 令和2年度（2020年度）朝霞市一般会計補正予算（第4号） |
| 議案第53号 | 令和2年度（2020年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第54号 | 令和2年度（2020年度）朝霞市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第55号 | 令和2年度（2020年度）朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第56号 | 朝霞市税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第57号 | 朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第58号 | 朝霞市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第59号 | 財産の取得について |
| 議案第60号 | 財産の取得について |
| 議案第61号 | 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて |
| 議案第62号 | 教育委員会委員任命に関する同意を求めることについて |
| 議案第63号 | 教育委員会委員任命に関する同意を求めることについて |
| 議案第64号 | 教育委員会委員任命に関する同意を求めることについて |